○内閣府告示第二百五十一号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（平成二十五年十月一日内閣府告示第二百十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」を「東京都千代田区大手町一丁目五番五号」に改める。

○内閣府告示第二百五十二号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（平成二十五年十月一日内閣府告示第二百十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」を「東京都千代田区大手町一丁目五番五号」に改める。

○法務省告示第三百五十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号イの表テックビルド株式会社の項中「テックビルド株式会社」を「ヒロセ興産株式会社」に改める。

第二号ハの表株式会社冨倉製作所の項中「東京都大田区京浜島二丁目十三番一号」を「静岡県沼津市新沢田町九番二十号」に改め、同表池鉄工株式会社の項中「大阪府堺市堺区新在家町西二丁目二番二十一号」を「大阪府泉北郡忠岡町新浜二丁目三番五十号」に改める。

○法務省告示第三百五十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ロの表株式会社共立電機製作所の項中「宮崎県宮崎市別府町四番三十三号」を「宮崎県宮崎市高岡町高浜千四百九十五番地五十五」に改める。

○内閣府告示第二百五十三号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第二十八条第一項の規定に基づき、総合特別区域法第二十八条第一項に規定する指定金融機関を指定した件（平成二十五年十二月二十七日内閣府告示第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

内閣総理大臣　安倍　晋三

二中「東京都千代田区丸の内一丁目三番三号」を「東京都千代田区大手町一丁目五番五号」に改める。

○法務省告示第三百五十号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の町長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市区町村長に指定する。

この指定は、平成二十六年八月三十日から効力を生ずる。

平成二十六年八月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

大阪府泉北郡忠岡町長

○法務省告示第三百五十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年五月二十八日法務省告示第二百九十七号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

第一号の表中「東京都豊島区長崎六丁目十番八号」を「埼玉県さいたま市南区曲本四丁目十五番三号」に改める。

○法務省告示第三百五十四号

出入国管理及び難民認定法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄に規定する団体の要件を定める省令（平成二十一年法務省令第五十三号）第一条第一号トの規定に基づき、監理団体を第一号のとおり告示し、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、技能実習を第一号から第三号までのとおり告示する。

平成二十六年八月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

一　監理団体の名称及び所在地

名称	所在地
公益社団法人国際人材協力機構	東京都港区東麻布一丁目七番三号第二渡邊ビル五F

二　実習実施機関の名称、所在地及び実習内容

名称	所在地	実習内容
株式会社一条メンテナンス	静岡県浜松市西区雄踏町山崎五百四十八番地	型枠施工
株式会社大松土建	大阪府大阪市北区本庄東二丁目十番十五号	溶接
大智建設株式会社	奈良県奈良市北永井町三百四十四番地の二十六	型枠施工

三　対象となる者　平成二十六年八月十三日から三年を経過する日までの間に本邦に入国する者

○法務省告示第三百五十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

法務大臣　谷垣　禎一

第二号ハの表ゴトウ工業株式会社の項中「溶接」の下に「、塗装」を加える。

○国税庁告示第十一号

国税通則法施行令（昭和三十七年政令第百三十五号）第四十二条第二項ただし書の規定に基づき、国税通則法（昭和三十七年法律第六十六号）第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を指定する件（平成二十年国税庁告示第二十一号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年八月十三日

国税庁長官　林　信光

須賀川税務署の項中「九十六番地」を「百三十五番一号」に改め、厚木税務署の項中「岡田三千五十番地」を「水引一丁目十番七号」に改め、中京税務署の項中「柳馬場通二条下ル等持寺町十五」を「西ノ京笠殿町三十八」に改める。

○国土交通省告示第八百七号

装置型式指定規則（平成十年運輸省令第六十六号）第九条第一項の規定に基づき、平成二十六年五月二十七日次のとおり指定装置を取り付けることができる自動車の範囲欄に掲げる車名及び型式を追加したので、同令第十一条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十六年八月十三日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　谷垣　禎一